

境界確認証明願に関する注意事項(土地所有者本人以外からの申請)

○ 代理人になれる者

- ・ 行政書士（行政書士法第1条の2第1項）
- ・ 土地家屋調査士（土地家屋調査士法第3条第1項1号）

○ 代理人が申請人となる場合の提出書類

- ・ 境界確認証明願
- ・ 案内図
- ・ 測量図
- ・ 公図の写し
- ・ 委任状（要押印）

○ 代理人以外の者

- ・ 測量業者
- ・ 親族
- ・ その他

○ 申請人または代理人以外が提出者となる場合の提出書類

- ・ 境界確認証明願（土地所有者本人の使者扱いとなるため、代理人欄の記入はできない。）
- ・ 案内図
- ・ 測量図
- ・ 公図の写し

※申請人本人が記載した書類を、申請人本人の代わりに提出することは可能。但し、書類に不備があった場合、その場で訂正してもらうことはできない。（一度持ち帰ってもらい、申請人本人に訂正をしてもらったうえで再提出となる。）